

				事業者等の指定に関すること。 2 同法第 77 条、第 84 条、第 92 条及び第 114 条の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の取消しに関すること。 3 同法第 104 条の規定による介護老人保健施設の許可の取消しに関すること。 4 同法第 103 条の規定による介護老人保健施設に対する業務運営の改善命令に関すること。	令で定める事項の変更許可に関すること。 2 同法第 95 条の規定による介護老人保健施設の管理者の承認に関すること。 3 同法第 102 条の規定による介護老人保健施設の管理者の変更命令に関すること。	第 82 条、第 89 条及び第 108 条の規定による指定居宅サービス事業者等の指定事項に係る変更等の届出に関すること。 3 同法第 76 条、第 83 条、第 90 条及び第 112 条の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること。 4 同法第 99 条の規定による介護老人保健施設の変更の届出に関すること。 5 法第 100 条の規定による介護老人保健施設に対する報告等に関すること。
		2 その他、介護保険の推進に関すること。				
健康福祉部	国保老人医療課	1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の施行に関すること。	1 同法第 17 条の規定による組合の設立の認可をすること。 2 同法第 32 条の規定による解散の認可をすること。 3 同法第 84 条の規定による国民健康保険団体連合会の設立を認可すること。	1 同法第 41 条の規定による保険医、保険薬剤師及び保険医療機関を指導すること。 2 同法第 109 条の規定により国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会を指導及び監督する。 3 同法第 114 条の規定によ	1 同法第 12 条の規定による協議を受けること。	1 同法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 23 条の規定による国民健康保険組合の役員の届出を受理すること。 2 同規則第 36 条の規定による国民健康保険団体連合会の役員の届出を受理すること。